

「奨学のための給付金（新入生に対する一部早期給付）」制度について

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、希望する令和 8 年度入学の高校生等のいる低所得世帯に、返還の必要のない給付金の一部（年額の 1/4）を、早期に給付いたします。

1 給付金の支給対象となる世帯

以下の要件を満たし、希望する場合には、支給額の一部（年額の 1/4）を通常の給付より早く受給できます。

【要件】

令和 8 年 4 月 1 日時点で、以下のすべての要件に該当し、早期給付を希望する高校生等の保護者等

- 就学支援金、学び直し支援金又は専攻科の生徒への修学支援の対象者であること
- 私立高等学校等に在学していること（平成 26 年度以前に入学した者を除く）
- 保護者等が千葉県内に在住していること
- 生活保護（生業扶助）受給世帯、若しくは令和 7 年度の（都）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に属すること
- 高校生等が日本国籍または以下の 1～6 の在留資格を有していること。ただし、該当しない場合であっても生活保護・非課税世帯の場合は対象になる場合はあるので、問い合わせ先までご相談ください。
 1. 特別永住者 2. 永住者 3. 日本人の配偶者等 4. 永住者の配偶者等 5. 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 6. 家族滞在のうち日本の小学校・中学校を卒業し、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

2 支給額 下記表の給付金額（年額の 1/4 の額※）が支給されます。

番号	支給区分	全日・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等	13,150 円 (52,600 円)	13,150 円 (52,600 円)	対象外
2	令和 7 年度住民税所得割が非課税である世帯の高校生等	38,000 円 (152,000 円)	13,025 円 (52,100 円)	13,025 円 (52,100 円)

※ 残りの 3/4 の額を受給するには再度申請が必要です。

※ 早期給付を希望しない場合でも令和 8 年度の住民税の所得割が 182,500 円未満である世帯（年収約 490 万円未満相当である世帯）、又は令和 8 年 7 月 1 日現在で生活保護（生業扶助）受給世帯であれば年額を受給することができます。

3 申請手続等

令和 8 年度から「千葉県奨学のための給付金電子申請サービス」により電子申請が可能となりました。

詳細は千葉県 HP をご確認ください。 ※難しい場合は書類による提出も可能です。

- 保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県内の私立高等学校等に在学している場合
 - ……在学する私立高等学校等を通じて申請してください（申請書類・提出期限等は学校の指示に従ってください。）
 - 学校から「千葉県奨学のための給付金電子申請サービス」へのログインに必要となる ID・パスワードを受け取り、申請してください。
 - 「千葉県奨学のための給付金電子申請サービス」ログイン用の URL は、ID・パスワードと一緒にお知らせします。提出期限・支給時期等については、学校ごとの対応となりますので、在学する学校にお問い合わせください
- 保護者等が千葉県内に住所を有し、子が千葉県外の私立高等学校等に在学している場合
 - ……千葉県総務部学事課（私学振興班）に直接申請してください。
 - 「千葉県奨学のための給付金電子申請サービス」へのログインに必要となる ID・パスワードを、ちば電子申請システムから発行申込をしてください。（ちば電子申請システムは「千葉県奨学のための給付金電子申請サービス」とは別サイトになります。ID・パスワードの申込では、給付金の申請は完了しないのでご注意ください。）
 - 発行申込後 1 週間を目安に、ちば電子申請システムから ID・パスワードを通知します。
 - 提出期限 **令和 8 年 8 月 10 日（月）** までに提出してください。

問い合わせ・提出先：千葉県総務部学事課（私学振興班）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1-1 TEL 043-223-2162

<千葉県ホームページ> <https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin-souki.html>